

# 兵庫県公報

平成25年9月27日 金曜日 第2530号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）	2
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 落札者の公示（管理課）	5
○ 同 上（同）（同）	5
○ 同 上（同）（同）	6
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	7
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	8
公安委員会規則	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	8

## 公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
- 1 町名の変更に伴い、神戸北警察署広陵交番、西宮警察署甲東園交番、明石警察署小久保交番及び大久保交番、三木警察署本町交番、加古川警察署稲美交番及び朝来警察署和田山駅前交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
  - 2 神戸北警察署谷上駅前交番の位置及び名称の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
  - 3 神戸水上警察署港島警部派出所の廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。
  - 4 その他所要の整備を行うこととした。

## 公 告

### 兵庫県告示第1175号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	

淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船並びに総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	平成25年 9月 3日
---------	---	-------------



**兵庫県告示第1176号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 7月 5日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市の一部



**兵庫県告示第1177号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社ラスイート  
代表者の氏名 関 寛 之  
住所 大阪府大阪市天王寺区上汐3-3-2
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）ラスイート神戸新港第一突堤  
所在地 神戸市中央区新港町90-1番、90-2番、90-3番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課  
縦覧期間 平成25年 9月27日から同年10月10日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成25年 9月27日から同年10月10日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第1178号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成25年 9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成24年10月から平成29年3月まで
- 3 事務所の所在地  
明石市大明石町一丁目6番13号
- 4 組合設立認可の年月日  
平成24年9月28日
- 5 定款変更認可の年月日  
平成25年9月13日

公 告

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	加古川市新神野3丁目12番2	7,708.62	宅地
2	加東市梶原字無所ノ谷342番2 加東市梶原字猪尻333番6	908.04	宅地
3	南あわじ市榎列松田字西ノ内657番3 南あわじ市榎列松田字西ノ内657番4	1,222.06	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
    - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
    - エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

平成25年9月27日（金）から同年10月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

物件1 平成25年10月28日（月）午前9時30分

物件2 平成25年10月28日（月）午前11時

物件3 平成25年10月28日（月）午後1時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

電話 (078) 341-7711 内線4779、4875



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字宮ノ前2370番7の一部、2371番1、2371番2、2371番8、2371番9の一部、2371番10、2372

- 番、2373番 1、2382番 2
- 同 市伊保町伊保崎字古沼1925番11の一部、1925番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町米田894番地の 3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 4月17日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－ 1号（25高砂）



**都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市那波野二丁目746番 3、901番 4、905番、905番 1、905番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
相生市那波野三丁目 8番31号  
村 木 真由美
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 5月27日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第 1－ 9号（25相生）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 9月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
自動体外式除細動器及び付属品等一式 163台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 8月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5丁目 4番 8号
- 5 落札金額  
16, 259, 250円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年 8月16日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 9月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県税務システムOSS機器一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ニチワ 神戸市中央区磯辺通2丁目1番13号
- 5 落札金額  
1,751,190円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年7月23日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成25年9月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成25年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 契約単価  
B4 1,480円  
A3 1,190円  
A4 980円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年7月23日

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第79号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年9月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,964

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 668,520



兵庫県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成25年 9月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	56,124
神戸市灘区	35,053
神戸市中央区	33,642
神戸市兵庫区	30,114
神戸市北区	61,242
神戸市長田区	27,162
神戸市須磨区	45,415
神戸市垂水区	61,109
神戸市西区	66,254
姫 路 市	138,044
尼 崎 市	126,801
明 石 市	79,702
西 宮 市	127,413
洲 本 市	13,059
芦 屋 市	26,229
伊 丹 市	53,190
相 生 市	8,580
豊 岡 市	23,513
加 古 川 市	72,370
たつの市及び揖保郡	30,626
赤穂市及び赤穂郡	18,274
西脇市及び多可郡	17,833
宝 塚 市	62,420
三 木 市	22,103
高 砂 市	25,313
川西市及び川辺郡	52,106
小 野 市	13,151
三 田 市	30,465
加 西 市	12,656
篠 山 市	12,049
養 父 市	7,239
丹 波 市	18,485
南あわじ市	13,905
朝 来 市	9,029
淡 路 市	13,188
宍 粟 市	11,354
加 東 市	10,632

加 古 郡	17,878
神 崎 郡	12,264
佐 用 郡	5,370
美 方 郡	10,001



兵庫県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し及び既に指定した施設の名称並びに施設の所在地に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 9月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表新温泉町の項中

「

新温泉町赤崎コミュニティセンター	新温泉町赤崎 633
------------------	------------

」

を

「

新温泉町赤崎地区公民館	新温泉町赤崎 618—1
-------------	--------------

」

に、

「

新温泉町久斗山コミュニティセンター	新温泉町久斗山 1274
新温泉町居組コミュニティセンター	新温泉町居組 616

」

を

「

新温泉町久斗山地区公民館	新温泉町久斗山 1274
新温泉町居組地区公民館	新温泉町居組 604—1

」

に、

「

岸田公民館	新温泉町岸田 312—4
-------	--------------

」

を

「

岸田公民館	新温泉町岸田 312—4
古市ふれあいセンター	新温泉町古市 522
用土ふれあいセンター	新温泉町用土 131—1

」

に改める。

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9月27日

兵庫県公安委員会



委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第 4 号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 兵庫県神戸北警察署の部五葉交番の項中「南五葉 1 丁目から 6 丁目まで」を「君影町 1 丁目から 6 丁目まで」に、「君影町 1 丁目から 6 丁目まで」を「南五葉 1 丁目から 6 丁目まで」に改め、同部ひよどり台交番の項中「ひよどり台 1 丁目から 5 丁目まで ひよどり北町 1 丁目から 3 丁目まで」を「ひよどり北町 1 丁目から 3 丁目まで ひよどり台 1 丁目から 5 丁目まで」に改め、同部北鈴蘭台交番の項中「杉尾台 1、2 丁目 大脇台 甲栄台 1 丁目から 5 丁目まで」を「大脇台 甲栄台 1 丁目から 5 丁目まで 杉尾台 1、2 丁目」に改め、同部広陵交番の項中「広陵町 1 丁目から 6 丁目まで」を「広陵町 1 丁目から 6 丁目まで 桜森町」に改め、同部下谷上交番の項中「下谷上交番」を「谷上駅前交番」に、「北区山田町下谷上」を「北区谷上西町」に改め、同表兵庫県西宮警察署の部川添交番の項及び市庭交番の項を次のように改める。

川 添 交 番	西宮市川添町	西宮市のうち 堀切町 上葭原町 中葭原町 下葭原町 大浜町 川添町 建石町 前浜町 泉町 西波止町
市 場 交 番	西宮市市庭町	西宮市のうち 松下町 屋敷町 弓場町 川西町 中浜町 神楽町 宮西町 市庭町 荒戎町 川東町

別表第 1 兵庫県西宮警察署の部越木岩交番の項、苦楽園交番の項、甲陽園交番の項、寿交番の項、青木交番の項及び芦原交番の項を次のように改める。

越 木 岩 交 番	西宮市南越木岩町	西宮市のうち 甕岩町 毘沙門町 角石町 西平町 美作町 桜町 豊楽町 松風町 石剱町 樋之池町 老松町 松ヶ丘町 菊谷町 南越木岩町
苦 楽 園 交 番	西宮市苦楽園五番町	西宮市のうち 越水字社家郷山 湯元町 鷺林寺 1、2 丁目 鷺林寺町 鷺林寺南町 鷺林寺字剣谷 剣谷町 柏堂町 柏堂西町 北山町 苦楽園一番町から六番町まで
甲 陽 園 交 番	西宮市甲陽園西山町	西宮市のうち 甲陽園目神山町 甲陽園東山町 甲陽園山王町 甲陽園西山町 甲陽園若江町 甲陽園本庄町 甲陽園日之出町 新甲陽町 神園町 獅子ヶ口町 一ヶ谷町 五月ヶ丘 六軒町 甲山町（1 番地から 3 番地までを除く。）
寿 交 番	西宮市若松町	西宮市のうち 神原 奥畑 城山 桜谷町 西田町 満池谷町 清水町 北名次町 名次町 南郷町 若松町 結善町 大井手町 樋塚町 城ヶ堀町 江上町 未広町 分銅町 常盤町 平松町 寿町 千歳町 安井町
青 木 交 番	西宮市河原町	西宮市のうち 岡田山の一部（1 番地から 3 番地まで） 愛宕山 高座町 大社町 能登町（1 番から 5 番までを除く。） 広田町 中屋町 河原町 青木町 柳本町 室川町 神垣町 越水町
芦 原 交 番	西宮市西福町	西宮市のうち 芦原町 神祇官町 森下町 神明町 西福町 中殿町 中須佐町 津田町 中前田町

別表第 1 兵庫県西宮警察署の部今津駅前交番の項中「津門宝津町 津門川町 津門呉羽町」を「津門呉羽町

津門宝津町 津門川町」に改め、同部北口西交番の項、二見交番の項、上之町交番の項、門戸交番の項、甲武橋交番の項、甲東園交番の項及び上ヶ原交番の項を次のように改める。

北口西交番	西宮市南昭和町	西宮市のうち 能登町の一部（1番から5番まで） 大畑町 平木町 甲風園1丁目から3丁目まで 丸橋町の一部（1番から7番まで） 北昭和町 南昭和町
二見交番	西宮市二見町	西宮市のうち 大屋町 中島町 瓦林町 天道町 松山町 松並町 熊野町 二見町 甲子園口北町
上之町交番	西宮市上之町	西宮市のうち 堤町 上之町 日野町 荒木町 大森町 薬師町 門前町
門戸交番	西宮市下大市東町	西宮市のうち 岡田山（1番地から3番地までを除く。） 伏原町 丸橋町（1番から7番までを除く。） 門戸東町 門戸西町 門戸岡田町 門戸荘 下大市東町 下大市西町 林田町 野間町
甲武橋交番	西宮市樋之口町1丁目	西宮市のうち 一里山町 段上町6丁目から8丁目まで 上大市4、5丁目 樋之口町1、2丁目 大島町 若山町 田近野町
甲東園交番	西宮市甲東園3丁目	西宮市のうち 仁川町1丁目から3丁目まで 上甲東園1丁目 上甲東園4丁目 上甲東園6丁目 甲東園1丁目から3丁目まで 松籟荘 神呪町 段上町1丁目から5丁目まで 上大市1丁目から3丁目まで
上ヶ原交番	西宮市上甲東園3丁目	西宮市のうち 甲山町の一部（1番地から3番地まで） 仁川町4丁目から6丁目まで 仁川百合野町 仁川五ヶ山町 上ヶ原一番町から十番町まで 上ヶ原山田町 上ヶ原山手町 上甲東園2、3丁目 上甲東園5丁目

別表第1兵庫県西宮警察署の部生瀬交番の項中「塩瀬町生瀬 宝生ヶ丘1、2丁目」を「宝生ヶ丘1、2丁目」に、「生瀬町1、2丁目」を「生瀬町1、2丁目 生瀬町生瀬」に改め、同部山口交番の項中「山口町香花園 山口町船坂 山口町金仙寺」を「山口町船坂 山口町金仙寺 山口町香花園」に改め、同表兵庫県明石警察署の部明石駅前交番の項及び本町交番の項を次のように改める。

明石駅前交番	明石市大明石町1丁目	明石市のうち 山下町 上ノ丸1丁目から3丁目まで 明石公園 鷹匠町 茶園場町 東仲ノ町 大明石町1、2丁目
本町交番	明石市本町1丁目	明石市のうち 相生町2丁目 中崎1丁目（5番街区東側道路以東を除く。） 中崎2丁目 鍛冶屋町 桜町 本町1、2丁目 材木町 樽屋町 日富美町 大観町 港町 岬町

別表第1兵庫県明石警察署の部大蔵交番の項中「大蔵天神町」を「大蔵天神町 大蔵海岸通1、2丁目」に、「中崎1丁目の一部（5番街区東側道路以東） 大蔵海岸通1、2丁目」を「中崎1丁目の一部（5番街区東側道路以東）」に改め、同部朝霧町交番の項中「朝霧町3丁目（朝霧川以東を除く。）」を「朝霧町3丁目（朝霧川以東を除く。） 北朝霧丘1、2丁目」に、「西朝霧丘 北朝霧丘1、2丁目」を「西朝霧丘」に改め、同部明舞交番の項中「朝霧町3丁目の一部（朝霧川以東） 大蔵谷奥」を「大蔵谷奥 朝霧町3丁目の一部（朝霧川以東）」に改め、同部小久保交番の項中「野々上1丁目から3丁目まで」を「野々上1丁目から3丁目まで 西明石東町」に改め、同部林崎交番の項中「林崎1丁目から3丁目まで」を「林崎町1丁目から3丁目まで」に、「川崎町の一部（1番街区西側道路を除く以東）」を「川崎町の一部（1番街区西側道路以東）」に改め、同部

高丘交番の項中「大久保町西脇の一部（堀切 西山 八十島ノ内）」を「大久保町西脇の一部（堀切、西山及び八十島ノ内）」に改め、大久保交番の項中「明石市大久保町大窪」を「明石市大久保町駅前1丁目」に、「大久保町大久保町（西日本鉄道山陽本線北端線以南を除く。）」を「大久保町大久保町（西日本鉄道山陽本線北端線以南を除く。）」大久保町駅前1、2丁目」に、「大久保町西脇（堀切 西山 八十島ノ内を除く。）」を「大久保町西脇（堀切、西山及び八十島ノ内を除く。）」に改め、同表兵庫県三木警察署の部本町交番の項中「上の丸町（4番から7番まで 11番から14番までを除く。）」を「上の丸町（4番から7番まで及び11番から14番までを除く。）」に「平田」を「平田 平田1、2丁目」に改め、同部大塚交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 三木市のうち

君が峰町 大塚 大塚1、2丁目 芝町 府内 府内町 上の丸町の一部（4番から7番まで及び11番から14番まで） 本町1丁目 本町2丁目の一部（1番及び9番から11番まで） 宿原 与呂木 平井 久留美 岩宮

別表第1兵庫県三木警察署の部自由が丘交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 三木市のうち

自由が丘本町1丁目から3丁目まで 別所町小林 志染町広野 志染町広野1丁目から7丁目まで 志染町西自由が丘1、2丁目 志染町中自由が丘1丁目から3丁目まで 志染町東自由が丘1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県加古川警察署の部稲美交番の項中「国岡1丁目から3丁目まで 国岡5、6丁目」を「国岡1丁目から6丁目まで」に改め、同表兵庫県朝来警察署の部和田山駅前交番の項中「和田山町東谷」を「和田山町東谷 和田山町東谷1丁目から5丁目まで」に、「和田山町桑原」を「和田山町桑原 和田山町柳原」に、「和田山町弥生が丘 和田山町柳原」を「和田山町弥生が丘」に改める。

別表第2中兵庫県神戸水上警察署の項を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。